

三重県共同募金会配分要綱

(配分の目的)

第1条 共同募金の配分は、社会福祉法の所定の条項に従い、寄付者の意思を尊重して適正公平かつ社会福祉の増進に効果のあるよう行うことを目的とする。

(配分の範囲)

第2条 共同募金の配分は、県内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う民間施設または団体であつて、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項および第3項（第13号を除く。）に規定する施設
- (2) 更生保護事業法に規定する更生保護法人
- (3) 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会
- (4) その他、社会福祉法人三重県共同募金会（以下「本会」という。）が特に必要と認められた施設および団体

(配分の種類)

第3条 前条に規定する配分は、次の3種とする。

- (1) 施設・団体に対する配分
- (2) 社会福祉協議会に対する配分
- (3) 特別事業に対する配分

(配分の対象事業)

第4条 共同募金の配分は、配分を受ける者（以下「受配者」という。）が直接実施する事業の経費に充当することを原則とする。

ただし、災害その他緊急に充当する必要がある場合は、この限りではない。

- 2 共同募金の配分は、借入金の償還または利息の補填については、これを対象としない。

(配分の欠格条件)

第5条 共同募金の配分は、次の各号の1に該当する施設および団体の事業に対しては行わない。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- (2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らか

かでない事業または団体

- (3) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団等の補助を受けた事業
- (6) 配分金以外の収入または他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (7) 経営上余裕のある施設または団体
- (8) 配分による効果が期待できない事業
- (9) 事業開始後満1ヶ年を経過しないもの
ただし、特別事業については、本会が緊急に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (10) 当年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとする事業

(配分の申請)

- 第6条 共同募金の配分を受けようとするものは、毎年定める日までに申請書（様式A・A-1・A-2・A-3）と必要な書類（以下「申請書等」という。）を添付し、本会に対し、施設または団体の所在する市町共同募金委員会または支会（以下「市町委員会」という。）を経由して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出があったときは、市町委員会会長は、意見書を付して進達しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、県社会福祉協議会または県内の全域を活動範囲とする団体は、申請書等を直接本会に提出するものとする。

(配分の決定)

- 第7条 共同募金の受配者および配分額は、配分委員会が作成した配分案に基づいて、本会理事会、評議員会において決定する。

(配分の調整)

- 第8条 配分額の決定は、あらかじめ定めた配分計画によって行うことを原則とするが、募金の実績額によるほか、必要がある場合には配分計画を変更する。

(受配事業の変更)

- 第9条 受配者は、配分決定後、やむを得ない事情により本会が指定した事業について変更したいときは、事業着手前に別に定める変更申請書（様式B・B-1・B-2）

を市町委員会を経由して提出し、本会の承認を得なければならない。ただし、県社会福祉協議会または県内の全域を活動範囲とする団体は、変更申請書を直接本会に提出するものとする。

(配分金の交付)

第10条 受配者に対する配分金は、原則として翌年度交付する。ただし、歳末たすけあい募金に係る配分金は当年度に交付する。

(配分金の経理)

第11条 受配者は、配分金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。

(配分金の使途報告)

第12条 受配者は、受配事業完了後直ちに別に定める配分金の使途を明らかにした報告書(様式C・C-1・C-2・C-3)に必要な書類を添付し、市町委員会を経由して本会に提出しなければならない。ただし、県社会福祉協議会または県内の全域を活動範囲とする団体は、報告書を直接本会に提出するものとする。

2 受配者は、配分金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

(配分金の監査)

第13条 本会は、配分金の使途に関係ある範囲で、適時、監査を行う。

2 受配者は、本会が要求する時は必要な記録および諸帳簿等を呈示し、監査を拒むことはできない。

(配分の取消)

第14条 次の各号の1に該当するときは、配分決定を変更もしくは取消し、または配分金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 配分決定後、事業を一部休止または廃止したとき
- (2) 配分金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 事業と相違した配分申請または使途報告を行ったとき
- (4) 経理状況が極めて不良と認められたとき
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき

(歳末たすけあい募金)

第15条 歳末たすけあい募金の配分については、別に定める。

(災害支援制度)

第16条 災害発生時に災害準備金を充当して行う災害ボランティア活動支援等に係る配分については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。